

総 税 都 第 1 7 号
平成 2 5 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年政令第 1 0 7 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年総務省令第 3 7 号）が平成 2 5 年 3 月 3 0 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成 2 5 年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

本通知による改正後の第 1 章 4 6（6）の規定は平成 2 5 年 4 月 1 日以後にされる更正の請求に係る更正等について、同章 6 5 の規定は延滞金及び還付加算金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて、第 2 章 1 2、1 2 の 2、1 2 の 3 及び 3 8 の規定は平成 2 6 年度以後の年度分の個人の道府県民税について、同章 1 3 の 3 の 2 の規定は平成 2 7 年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。